

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

12

「医療費のお知らせ」をお送りします

2022 December
NO.533

- 「健康づくり推進事業所」を募集しています
- 在職中の年金について
- 第38回室内楽の夕べを開催しました
- 令和5年1月の出張年金相談



学園のオブジェ（撮影：学園都市（つくば市））：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

ご確認ください

「医療費のお知らせ」をお送りします

加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。

【お知らせをする期間】

令和3年10月～令和4年9月診療分

【送付時期と送付先】

令和5年1月中旬～下旬に事業所宛に送付いたします。

開封せず、従業員さまへお渡しをお願いします。



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分(令和4年10月～12月診療分)については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に添付してください。

【お問い合わせ先】

〇確定申告(医療費控除)について…国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。

※申請書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」が大変便利です。

〇「医療費のお知らせ」について…協会けんぽへお問い合わせください。レセプトグループ ☎029-303-1583

情報提供サービスの登録でもっと便利に

ユーザーIDを取得すると、協会けんぽのホームページ上で**加入者の医療費の照会**が可能になります。その他にも生活習慣病予防健診の対象者一覧を確認することができます。

▽協会けんぽのHPの
バナーをクリック

ご利用の流れ

- ①ユーザーIDを申請する
- ②協会けんぽから郵送でユーザーIDとパスワードを通知
- ③WEB上で照会



よくあるご質問

Q1 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜか。

- A 対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診(レセプトの内容を審査中など)等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

Q2 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜか。

- A 医療費のお知らせは、データ抽出日(令和4年12月上旬)の記録に基づき作成しておりますので、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることとなります。恐れ入りますが、**同封の返信用封筒にて当支部までご返送をお願いいたします。**

Q3 医療費のお知らせに記載されていない医療費があるのはなぜか。

- A 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合などは、記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。



メルマガ登録で お役立ち情報をゲットしよう

保険給付のお手続き方法や季節の健康レシピ等を配信中！
事業所内でメルマガを閲覧して、健康づくりの意識付けにも活用できる！

▽HPから
ご登録ください



従業員の元気は会社の元気！ 「健康づくり推進事業所」を募集しています

健康経営®に取り組みましょう

（「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。）

従業員の健康は、会社の重要な経営資産です。会社全体で社員の健康づくりに取り組みましょう！

ー 社員が健康になるメリット ー



企業イメージの向上



欠勤率・離職率の減少



けがや労災の減少



生産性の向上



優秀な人材の確保

960社が宣言しています！

（令和4年10月末時点）

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所さまを「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！何から取り組めばいいかわからない、そんな事業所さまは「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。

認定までの流れ



健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

大好評！すべて無料

健康測定機器レンタル

- 血管年齢測定器
- 骨健康度測定器
- 肌年齢測定器
- ストレス測定器



健康セミナー

スポーツクラブネサンス水戸による「健康セミナー」で健康づくり！
※オンライン実施可
※DVD または VOD の利用可



お口の健口教室

歯科の講演 + 口腔機能検査体験
お口の健康を保ち、生活習慣病を
予防しましょう。



お薬と健康教室

薬の正しい飲み方や得する薬の
知識、ジェネリック医薬品など
お薬と健康に関する講座です。



メンタルヘルスケア研修会

こころの健康づくりを行いませんか？
メンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問します。

治療と仕事の両立支援

病気等が原因で離職する前にご相談ください！
両立支援促進員が事業所を訪問します。

他にも、金融機関の金利優遇やステッカーの贈呈などの特典がございます。各講座についての詳細や申し込み方法などは協会けんぽ茨城支部のHPをご覧ください。



【皆さまへのお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500（代表）

申請書のダウンロードができます
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

在職中の年金について

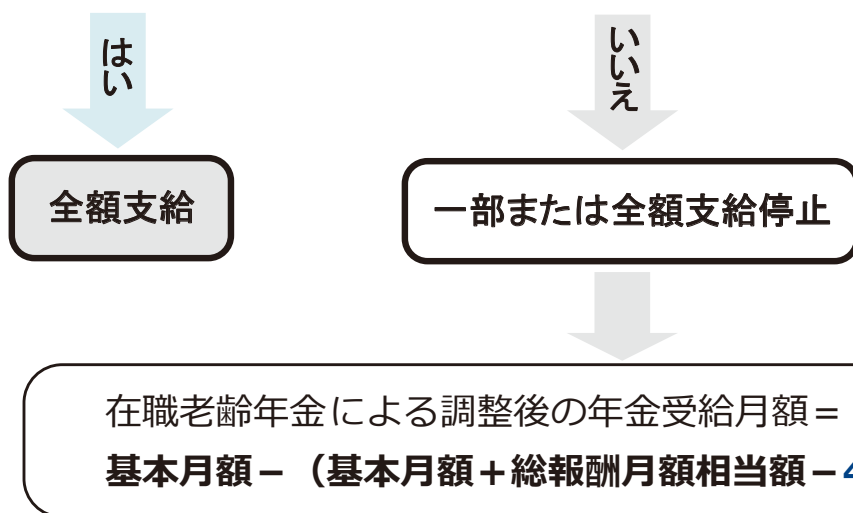
60歳以上70歳未満の方が厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合（厚生年金の被保険者ではありません）には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金といいます。

用語の説明

- ・基本月額とは、加給年金を除いた老齢厚生（退職共済）年金の月額（特別支給の老齢厚生年金についても同様です）
- ・総報酬月額相当額とは、（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

○在職老齢年金の計算方法のフローチャート

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下



○在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円以下の場合
⇒全額支給
- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超える場合
⇒基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－47万円）÷2

○留意事項

- ・厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。
- ・厚生年金基金加入期間がある人の年金は、老齢厚生年金のうち報酬比例部分の一部が代行部分として厚生年金基金から支払われます。このため在職老齢年金の停止額を計算するにあたっては、代行部分を国が支払うべき年金額とみなして、基本月額を算出します。
- ・年金支給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金を含む）は全額支給停止になります。
- ・老齢基礎年金及び経過的加算額は全額支給となります。
- ・70歳以上の方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

○支給停止期間や支給停止額の変更時期

●支給停止期間

⇒基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えている期間

●支給停止額の変更時期

⇒総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月（退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除く）

○年金の受給権が発生した後の被保険者期間が年金額に反映される時期

・在職老齢年金を受けている65歳以上の方が9月1日に厚生年金に加入しているとき

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている65歳以上70歳未満の方が、基準日の9月1日において被保険者であるときは、翌月10月分の年金額から見直されます。これを「在職定時改定」といいます。

なお、9月1日前に被保険者の資格を喪失して、そこから9月1日をまたぎ、ひと月が経過する前に被保険者の資格を取得したときは、基準日の9月1日においては被保険者ではありませんが、在職定時改定として年金額の再計算が行われます。（例：8月25日資格喪失、9月3日資格取得）

年金額に反映されていない前年9月から当年8月までの厚生年金に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

・在職老齢年金を受けている方が退職したとき（70歳に達したとき）

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「退職改定」といいます。また、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が70歳に到達したときは、70歳に到達した翌月分の年金額から、年金額に反映されていない退職までの厚生年金に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

・留意事項

70歳以後の期間は、厚生年金に加入していないため年金額の再計算には反映しません。

また、年金額の再計算により厚生年金加入期間が20年を超えたときは、加給年金が支給される場合や、配偶者に対して振替加算が支給される場合があります。その際は別途手続きが必要となります。

詳しくは

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月曜日午前8時30分から午後7時

火曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

第2土曜日午前9時30分から午後4時

※お問い合わせの際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談を受け付けます。

※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

下館支部便り

第38回室内楽の夕べを開催しました



10月7日(金)古河市のスペースU古河において、下館社会保険委員会と一般財団法人茨城県社会保険協会下館支部との合同による「第38回室内楽の夕べ」が開催されました。

この催しは、心の健康づくりを目的に筑西市・古河市を交互に会場として開催され、下館社会保険委

員会・社会保険協会下館支部の役員事業所の皆様のご協力をいただき、毎年たくさんの事業所の方々より申込をいただいております。

今年は、これまでにない豪華な人数(ドラム：田島和俊さん ピアノ：櫻井智則さん ボーカル：石井早苗さん テナーサックス：岡田嘉満さん ベース：野中英士さん)で、久しぶりにジャズを演奏していただきました。さらに初めてボーカルの方もお招きし、歌も披露していただき、生の歌と演奏はこれまでにない迫力でした。当日は土砂降りの雨で足元が悪いなかでしたが、多くの方に会場へ足を運んでいただきました。

来年は筑西市のダイヤモンドホール(予定)に会場を移して開催します。来年も数多くのご来場をお待ちしております。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和5年1月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和5年1月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	10日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	12日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	12日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	24日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	5日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	27日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	12日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	18日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	17日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。